

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 30 年 6 月 9 日現在

機関番号：15401

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2013～2017

課題番号：25380428

研究課題名(和文) ドイツ農業とアメリカ金融資本の歴史的相関——未公開一次資料に基づく実証的基礎研究

研究課題名(英文) The historical correlation between German agriculture and American financial capital

研究代表者

加藤 房雄 (KATO, FUSAO)

広島大学・社会科学部研究科・名誉教授

研究者番号：90104869

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,700,000円

研究成果の概要(和文)：平成25年度に始まり、平成28年度中に終了を予定した本研究は、当初の計画を効率的かつ効果的に進めた結果、ドイツ・ベルリン市の「連邦文書館」が所蔵する財務省局長Schwandtの内部資料を調査する平成28年度中の課題を順調に果たして、所期の目的を基本的に達成し、直接経費を節約した。さらに、「レンテンバンク 信用銀行」関連史料のありかを突き止めて新たな継続課題を得たので、補助事業期間を一年間延長し、平成29年度に追加のベルリン研修を行った上で、同年度に、1953年のロンドン債務協定に至る1920年代以降期のドイツにおける「アメリカ債」の償却過程に関する実証研究を発表することによって、終了した。

研究成果の概要(英文)：This study examines what I refer to as the pre history of the London Conference of 1953 by providing a detailed examination of the dollar bonds, and what they tell us about the relative roles of Britain, France and the United States. There is no doubt that these financial arrangements deprived Germany of its ability to dominate the Continent during the intra war period. Financial weakness and dependence on American capital tied Germany to the Western, liberal capitalist order, and Germany was forced to accept rescue by the United States. This research focusing on the dollar bonds is based on primary materials in the Berlin Lichterfelde Archive (Bundesarchiv Berlin). I begin with a survey of German fiscal policies, with particular reference to the dollar bonds. Next, based on the statistical survey made by the German Credit Bank (Deutsche Rentenbank Kreditanstalt), I examine the reduction in the debt redemption.

研究分野：社会科学

キーワード：経済史 ドイツ 国際金融

1. 研究開始当初の背景

(1) 本研究の基礎と出発点は、平成22年度に始まり、平成25年度まで続く予定だった「ドイツ現代史における地域経済 地方自治の相関と国際比較 戦後期を展望して」である。この間、図書館・文書館調査を中心に研究を進め、「プロイセン枢密文書館」(Geheimes Staatsarchiv Preußischer Kulturbesitz) ならびに「ライプツィヒ・ドイツ図書館」と「ベルリン州立図書館」において集中的に作業した結果、当初の計画を上回る成果を得た。とりわけ、「地方自治との関連に留意したドイツ比較地域史」の観点から、東プロイセン型農村社会の実証研究を進めるなかで、「ドーナ伯爵家統合領」の史実を探り当て、「アメリカ債」分析の重要性に気づかされた。

(2) 一言にして「アメリカ債を媒介環とするワイマル期ドイツ農業とアメリカ金融資本の相関をめぐる未公開一次資料に基づく実証研究」と定式化される本研究は、ドイツ地域間比較を含むヨーロッパ内の視点から、トランスナショナルなドイツ アメリカ間関係へと、考察対象を国際的に拡大した。また、1928年の「アメリカ債」の償却が、30年満期だったことから理解されるように、考察の時期としても、戦後期に至る中長期的枠組みに拡大した。

2. 研究の目的

(1) まず、ドイツ銀行史の基礎研究の一環として、ドイツ銀行やドレスデン銀行のような大銀行あるいは他の中核的な銀行が、なぜ外債発行を取り扱わないで、地方銀行(Landesbankenzentrale)に委ねたのかを問いつつ、「アメリカ債」の発行を担当した当行の業務内容ならびにドイツ銀行システムにおけるその地位と役割を究明した。

(2) 次に、第二の課題として、アメリカ側の実態に迫る実証分析を行った。これは、第一次大戦後の世界経済とアメリカの資本輸出全般に関わる重要なテーマであるが、本研究では、アメリカ資金供給側の役割を引き受けたニューヨークのNational City Bankに注目した。農業用抵当証券は、アメリカ金融資本の一翼を担う、当行を筆頭とするコンソーシアムによって起債されたのである。

(3) 「ドル公債」は、農業向け支援プログラム用の資金調達のために使われた。では、その資金の流れの具体的な経過は、どのようなものだったのか。各種「借り換え信用機関」の地域分布、ならびに、農業貸付金の供与あるいは借り換えのために設置された信用委員会の構成等に関する複雑な金融実務の実態が追究されなければならない。「農業信用をめぐるワイマル末期以降の実情とドイツ金融資本の問題」を、第三の課題とした。

(4) 全体として、本研究は、不可分の関係に立つこれら三つのテーマについて、順次、系統的な実証を重ねて、「アメリカ金融資本と(東部)ドイツ農業の歴史的・構造的な関連」を追究した。その結果、ドイツ大土地所有は、アメリカ金融資本にとっては、「救済の対象」ではなく、あくまでも「貨殖の対象」だったことが明らかとなった。

3. 研究の方法

(1) 研究の方法は、実証に軸足を置く本研究の性質上、収集資料の判読と文献の参看を中心とした。当面、最優先課題として、ドイツ人専門家によるレビューを踏まえた文書館・図書館調査を集中的に行って、史料と文献の分析を続けた。その際、以下の作業は、必須だった。

ライプツィヒまたはベルリンでのレビューと討論、

第二次大戦の戦後期を含む近現代ドイツ金融史 銀行史関連の基礎文献の収集(図書館調査)

「アメリカ債」の未公開一次資料の収集と解読(文書館調査)

解読済みデータのパソコン入力、
公表予定論考全般に亘る使用資料・文献の拡充。

(2) これらの基礎作業中、本研究では、とりわけ と を重視して、デンツェル(Markus A. Denzel)教授を中心とするライプツィヒ大学社会経済史講座の研究グループに加わり、プロイセンの世襲財産(Fideikommiss)を含むドイツ大土地所有史に関するヴィーンフォルト(Monika Wienfort)ブラウンシュヴァイク工科大学歴史学研究所教授あるいはゲールケ(Roland Gehrke)シュトゥットガルト大学歴史学研究所教授らによる新しい研究の現状と在りかを尋ねると同時に、意見交換を交わして認識を深めた。

(3) 研究開始年の2013年5月23日、当時ベルリン・フンボルト大学歴史学研究所に在籍したヴィーンフォルト教授と面談し、プロイセン史研究の意見交換を行い、「フィデイコムス研究会」を発足させ、現在に至っている。同教授との討論自体、研究を深める重要な学術的方法の一つにほかならなかった。それ故、本研究の方法は、ドイツ人専門家との学術的な対話に基づいて鍛えられたと思われる。2017年に結実する研究代表者の独語単著 Das preußische Fideikommiss. Studien zu seiner nationalökonomischen Funktion im Übergang zum imperialistischen Kapitalismus, Frankfurt am Main 2017 『プロイセン世襲財産論 帝国主義的資本主義への移行期における国民経済的機能』は、このような研究方法によつ

て書かれた著作である。

4. 研究成果

(1) 平成22～25年度の科学研究費助成事業基盤研究C「ドイツ近現代史における地域経済 地方自治の相関と国際比較 戦後期を展望して」(課題番号22530340)の成果により、ワイマル期ドイツ大土地所有史の実像の解明は、「アメリカ債」の分析なしには不可能であることが突き止められた。本研究「ドイツ農業とアメリカ金融資本の歴史的相関 未公開一次資料に基づく実証的基礎研究」(平成25～29年度基盤研究C、課題番号25380428)は、上述の研究によって準備され、これを発展的に継承したものである。

(2) ワイマル期ドイツの農業政策は、入植政策と農業保護政策、そして、農業補助金政策の三部門に亘って展開された。「アメリカ債」の問題は、三番目の補助金政策の一環である。この本来的な活動領域は、1929年の世界経済恐慌後のドイツ農業だったが、早くも、1924～25年には、東プロイセン農業の最初の相当な危機が訪れていた。両年度の東部ドイツ農業の損失は、5億7900万ライヒスマルク(RM)もの巨額に上ったのである。その推移を見ると、損失額は、世界恐慌の前には、いったん4億RM強にまで下がるが、恐慌後、6億RMの線を突破し、1931・32年度には、7億4000万RMにまで急上昇した。こうして、1930年、「東部救済策」が始まるが、それは、1922年の「東プロイセン綱領」に端を発するものだった。これに続いたのが、1926年の「即刻プログラム」と翌年の「境界政策」そして1928年の「東プロイセン支援」だった。

(3) これらの救済措置のおもな目的は、農業大臣シーレ(Martin Schiele)が重視した「借り換え」であった。「借り換え」とは、要するに、高金利・短期の負債を、低金利・長期のものに切り替えることであるが、当時、「借り換え抵当証券」を求める需要は、およそ1億RMに達していた。財源難に悩むドイツ政府が採った措置は、「外債」発行による不足分の充足であった。2500万ドル=1億500万RMの最初の「アメリカ債」が発行されたのは、1925年10月31日のことである。

(4) ワイマル期ドイツの農業補助金政策の重要な一翼を担って、その後1928年までの間に、計五回、「レンテンバンク 信用銀行」と「ランデスバンク本店」により発行された利子付き「アメリカ債」は、総額1億5600万ドルに達した。満期は、25年と30年だった。本研究は、1920～30年代におけるドイツの債務問題の実体と帰趨に

迫り、「ロンドン債務協定」(1953年)の前史の重要性を理解するために、おもに、ベルリンの「ドイツ連邦文書館」所蔵一次資料に依拠しつつ、内外の研究史上ほとんど取り上げられることがなかった「アメリカ債」の償却のプロセスを明らかにした。「アメリカ債」は、財政健全化達成の有無を測るメルクマールの一つとしてのドイツ国内的な意義を持っただけではなく、他方、ワイマル末期以降の独米間のトランスナショナルな経済関係を媒介する一契機としての役割を兼ねるものでもあった。その経済史的意義は、明らかである。「アメリカ債」を含む戦前債務の問題は、「ロンドン債務協定」における協議の中心に位置づけられる重要なイシューだった。さらに、1933年7月1日に開設された「為替転換勘定」(Konversionskasse)の大きな役割が指摘されなければならない。

(5) 1933年6月30日の「アメリカ債」全体の残債額約4億9000万マルクは、たとえ、その後、「国内償却」が、すべて順調に進んだとしても、1億1680万ドルに換えられてアメリカにトランスファーされることなく、翌7月1日ライヒスバンク内に設置された「為替転換勘定」に留め置かれた。アメリカの債権者は、この金額に対する正当な請求権を主張しうる。「ロンドン債務協定」が確定した戦前債務総額135億マルクには、当然、この4億9000万マルクが含まれる。戦前債務中の一定の比率(全体の3.63%)は、明らかである。

(6) 「ロンドン債務協定」の前史の意義を理解するには、「アメリカ債」ならびに「為替転換勘定」の重大な役割を確認するだけでは、なお不十分である。「国内償却と国外送金の分離ないしは乖離」の事実突き当たるからである。ドイツ・レンテンバンク 信用銀行は、1944年5月には、1億ドルすなわち4億2000万マルク以上に達する「国内償却」をすでに完了していた。そのうち、1933年までの約3700万ドル弱は、アメリカにトランスファーされた。では、残りの7000万ドル弱は、どうなったのか。問題として残るのは、トランスファーされなかった「消えた国内償却金」の行方である。

(7) それは、「為替転換勘定」に留め置かれたのでは決してなく、史料の伝えるところによれば、トランスファーしない自由裁量権を一手に握ったドイツ・ライヒ、すなわち、「ヒトラー・ドイツ」(U. ロンベック ヤシンスキー)の「命令」に従って「様々な用途」に振り向けられた。その具体的内容を使用史料から特定することはできないにせよ、「アメリカ債の国内償却金の行方」と言うべき、前史の「暗闇」をめぐる問題がここに潜むことだけは確かである。

(8) 立ち入った検討は本研究に続く継続的課題の一つであるが、少なくとも、次のようには言いえよう。投機的志向の強いアメリカの投資家から N. B. C. 等を介して集められた「アメリカの資金」=アメリカ資本は、「アメリカ債」に姿を変えてドイツに渡り、担当行を通じてマルクに換えられたのち、財政健全化を目指して努力する農業経営のための補助金として使われた。なるほど、東プロイセンのドーナ家とグレーベン家が代表する一部の大地所有者は、定例償却または計画的償却の終了すなわち満期を待たずに、「アメリカ債」を手放すことに成功した。しかし、彼らの行動は、大方の帰趨をリードして大勢を決するには至らず、大多数の農業家は、過酷な戦時下にあってもなお、「国内償却」のための努力を続けたのだが、マルク形態でのその償却金は、結局「ヒトラー・ドイツ」の手に帰着した。

(9) 一年間の研究期間延長後の成果として、さらに、〔図書〕に記した独語単著を、ドイツ・フランクフルトのペーターラング(Peter Lang) 社から出版した。本書は、ウェーバー「世襲財産論」(1904年)のかつての優れた成果を批判的に摂取して発展的に継承しながら、フィデイコミス=世襲財産がドイツ資本主義にとって担った重要な意義、そして、古典的帝国主義への移行期において、フィデイコミスに支えられた東部ドイツ大地所有が果たした国民経済的役割とその作用様式を、ベルリン・ダーレムの「プロイセン枢密文書館」所蔵一次資料に基づく実証研究の成果の提示と併せて、全体的・総合的に検証した歴史研究である。査読では、ドイツの歴史学において、永く、なおざりにされてきたテーマであるフィデイコミスに関する事例研究としての本書の認識は「価値が高い」(sehr wertvoll)と評価された。

(10) これは、「アメリカ金融資本とドイツ農業の相関」を問うた本研究が展望する「ワイマル期ドイツ農業論の見直し」という論点の内実を補強するものでもあったと思われる。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計10件)

加藤房雄、1920年代以降期のドイツにおける「アメリカ債」の償却 ロンドン債務協定(1953年)の前史に関する一考察、社会経済史学、査読有、82巻、4号、2017年、65-81頁
加藤房雄、ワイマル期ドイツの「アメリカ債」と「ロンドン債務協定」 金融史と農業史：交錯の一齣、広島大学経済論叢、査読無、40巻、1・2号、20

16年、1-13頁

Fusao Kato, Probleme der preußischen Fideikomnisse, The Hiroshima Economic Review, 査読有、Vol. 39, No. 1, 2015, pp. 25-45

加藤房雄、藤原辰史著「カブラの冬 第一次世界大戦期ドイツの飢饉と民衆」〔人文書院、2011年、154頁〕の書評、歴史と経済、査読有、第223号、2014年、59-61頁

加藤房雄、ドイツ農村社会の苦悩と終焉 東プロイセンの世襲財産所領の事例に即して、広島大学経済論叢、査読無、38巻、2号、2014年、47-63頁

加藤房雄、プロイセン世襲財産法案(1903年)の内容とその意義 フィデイコミス問題の重要性、広島大学経済論叢、査読無、38巻、1号、2014年、25-45頁

Fusao Kato, Die asiatische Währungskrise am Ende des 20. Jahrhunderts. Einblicke aus japanischer Perspektive, in: Jahrbuch für Europäische Überseegeschichte, 14, 査読有、2014, Wiesbaden, S. 233-241

Fusao Kato, Fideikommiss und Wald in Preußen unter besonderer Berücksichtigung der Auflösung des Waldfideikommisses, The Hiroshima Economic Review, 査読有、Vol. 37, No. 3, 2014, pp. 23-39

加藤房雄、ワイマル期ドイツの世襲財産と森林問題 「世襲財産廃止法」の意義、歴史と経済、査読有、第220号、2013年、30-39頁

加藤房雄、ドイツ世襲財産制史小論 ウェーバー論再考、立命館経済学、査読無、61巻、5号、2013年、109-118頁

〔学会発表〕(計1件)

加藤房雄、フィデイコミスと森林 「世襲財産廃止法」の意義、ドイツ資本主義研究会(第二次)報告、2013年7月20日、広島市

〔図書〕(計1件)

Fusao Kato, Das preußische Fideikommiss. Studien zu seiner nationalökonomischen Funktion im Übergang zum imperialistischen Kapitalismus, 査読有、2017, Frankfurt am Main, Peter Lang 社、176頁

6. 研究組織

(1) 研究代表者

加藤 房雄 (KATO FUSAO)

広島大学・大学院社会科学研究所・名誉教授
研究者番号：90104869